

平成27年度

財政援助団体等監査報告書

富里市監査委員

富 監 第 1 2 7 号

平成27年12月24日

富 里 市 長 相 川 堅 治 様

富 里 市 議 会 議 長 櫻 井 優 好 様

富里市監査委員 川名部 正 一

富里市監査委員 布 川 好 夫

平成27年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり報告します。

平成27年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の期間

平成27年5月22日から平成27年12月22日まで
(委員聴取日 平成27年6月23日)

3 監査の場所

富里市役所分庁舎 2階 大会議室
富里北部コミュニティセンター

4 監査の対象

- (1) 財政援助団体
対象団体:市役所通り商工振興会
対象補助金:富里市商店街共同施設事業補助金(管理事業)
所管部課:市民経済環境部産業経済課
- (2) 公の施設の指定管理者
対象団体:富里北部コミュニティセンター管理運営委員会
対象施設:富里北部コミュニティセンター
所管部課:市民経済環境部市民活動推進課

5 監査の範囲

- (1) 財政援助団体
平成26年度の補助金に係る出納その他の事務
- (2) 公の施設の指定管理者
平成26年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務
ただし、必要がある場合は(1)、(2)とも上記以外の期間も範囲とした。

6 監査の主眼

- (1) 財政援助団体
 - ア 対象団体
 - (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請実績報告等は符合するか。
 - (イ) 補助金交付申請及び請求、受領は適時に行われているか。
 - (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。
 - (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
 - (オ) 補助金に係る収支の会計経理は適切か。
 - イ 所管部課
 - (ア) 補助金の決定は予算・法令等に適合しているか。
 - (イ) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。

また、公益上の必要は十分か。

- (ウ) 補助金の算定、交付方法、時期及び手続等は適正か。
- (エ) 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告等によりなされているか。
- (オ) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 対象団体

- (ア) 施設は、関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (エ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

イ 所管部課

- (ア) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- (カ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正になされているか。
- (キ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (ク) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

7 監査の方法

(1) 財政援助団体

平成26年度において、財政援助を行った団体のうち1団体を抽出し、上記監査の主眼に基づき、団体代表者及び会計担当者、所管部課職員などから説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きで実施した。

(2) 公の施設の指定管理者

平成26年度において、公の施設の指定管理者であった団体のうち1団体を抽出し、上記監査の主眼に基づき、団体代表者、団体役員及び団体事務員、所管部課職員などから説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きで実施した。

なお、対象施設において監査委員、補助職員による実査を行った。

8 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査の結果、財政援助団体及び所管部課の財政援助(補助金)に係る出納その他の事務の執行及び補助金交付事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、団体及び所管部課に検討・改善を要する事項が見受けられたので、事務処理の適正化に努められたい。

(2) 公の施設の指定管理者

監査の結果、指定管理者にあつては、条例等関係法令の定めるところにより基本協

定書、年度協定書、仕様書に沿っておおむね適正に施設管理及び運営を行っているものと認められた。

また、所管部課についても、指定管理者に係る事務がおおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、指定管理者及び所管部課に検討・改善を要する事項が見受けられたので、事務処理の適正化に努められたい。

9 総括

(1) 財政援助団体

補助金の所管部課は、補助金交付要綱に基づく交付事務の効率化と合理的な観点から適時、要綱の見直しに努められたい。

(2) 公の施設の指定管理者

所管部課は関係部課と協議を図り、受託者とのトラブル防止の観点から、市の運用方針について整備されたい。

1 財政援助団体

市役所通り商工振興会

(1) 団体の概要

ア 目的

市役所通り地区内の商工事業者が団結し、協力的な組織化を図り諸問題解決の為の研究及び各種事業を行い、もって商工業者の振興発展を図り、共に街づくりに積極的に寄与することを目的として設立された。

イ 実施事業

- (ア) 富里市商工会、富里市商店連合会等の商業団体と連携し組織の強化を図ること。
- (イ) 振興会発展と住みよい街づくりのための調査、研究及び関係諸官庁等に具申、建議、要望すること。
- (ロ) 公共機関との連絡、協調に関すること。
- (ハ) 流通機構及び流通施策の調査研究に関すること。
- (ニ) 会員相互の親睦と福利厚生に関すること。
- (ホ) その他、事業活動に必要なこと。

ウ 役員及び構成員数（平成26年4月1日現在）

- (ア) 役員実数14名（会長1名・副会長2名・理事9名・会計2名・監事2名）
※ 役員名簿上は16名。兼職者がいるため、実数は14名となっている。
- (イ) 構成員数49名（役員含む）

(2) 補助金概要

ア 補助金額 149,415円

イ 補助金の名称 富里市商店街共同施設事業補助金(管理事業)

ウ 補助金の根拠規程 富里市商店街共同施設事業補助金交付要綱

エ 補助金の交付目的

商店街の振興及び商店街の環境整備の促進を図り市民生活の向上に資することを目的とする。

オ 補助対象経費

管理事業

電気料（1月から12月分）の2分の1以内を対象とする。

ただし1年につき20万円を限度とし、この要綱による設置事業により設置された街路灯施設に限る。

カ 所管部課 市民経済環境部 産業経済課

(3) 補助金決算状況

補助金事業の収支決算は、次表のとおりである。

この数値等は、補助事業等実績報告書及び補助金等交付額確定通知書に基づくものである。

収入の部

科 目	金 額 (円)	備 考
市補助金	149,415	
自己資金	149,415	
合 計	298,830	

支出の部

科 目	金 額 (円)	備 考
電気代	298,830	街路灯70基 (平成26年1月～12月分)
合 計	298,830	

(4) 検討・改善を要する事項

ア 対象団体に対して

会規約の整備について検討されたい。

イ 所管部課に対して

当該補助金は、補助金交付要綱の見直しを図り、補助金交付事務の簡素化に努められたい。

2 公の施設の指定管理者

富里北部コミュニティセンター管理運営委員会

(1) 団体の概要

ア 所在地

富里市日吉台三丁目24番地1

イ 役員及び構成員数（平成27年4月18日現在）

役員3名（委員長1名・副委員長1名・監事1名）外専門部10名

ウ 目的

富里北部コミュニティセンターを地域住民相互の交流と、活動を通じた明るく豊かなまちづくりの拠点とするため、その業務の円滑な運営を図ることを目的としている。

エ 事業

(ア) 富里北部コミュニティセンターの管理運営に関すること。

(イ) その他委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

オ 設立

平成4年7月18日

(2) 公の施設名

富里北部コミュニティセンター

(3) 指定管理期間

平成26年4月1日～平成29年3月31日

(4) 指定管理委託料(平成26年度)

予算額 8,189,000円

決算額 7,616,311円

(5) 決算状況(平成26年度)

管理運営費収入 8,189,856円

管理運営費支出 7,617,570円

管理運営費剰余金 572,286円

印刷機関係剰余金 403円

(剰余金計572,689円は富里市に戻入)

(6) 年間利用者数及び申請件数（平成26年度）

65,120人 3,643件

(7) 主な管理業務内容

ア 利用許可書の発行及び使用料の収納に関する業務

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

(8) 施設概要

所在地 富里市日吉台三丁目24番地1

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

階数 地上2階建

延床面積 1,502.3㎡の内1,355.3㎡

貸出施設 1階 研修室, 会議室

2階 和室, 調理実習室, 会議室, 多目的ホール

付帯施設 敷地内花壇

(9) 検討・改善を要する事項

ア 対象団体に対して

使用料の取扱いについては、事故防止の観点から保管日数の短縮に努められたい。

イ 所管部課に対して

(ア) 印刷機に係る費用や収入の取扱いについては、トラブル防止の観点から協定書に記載することが望ましいので、検討されたい。

(イ) 指定管理者との協定等には、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険の加入などに関する具体的事項を盛り込むことが望ましいので、検討されたい。